

総務企画常任委員会

平成22年6月14日(月曜日)午前10時開会

出席委員(8名)

委員長	中村芳隆君	副委員長	大野恭男君
委員	櫻田貴久君	委員	平山武君
委員	高久好一君	委員	早乙女順子君
委員	相馬義一君	委員	吉成伸一君

欠席委員(なし)

紹介議員(なし)

説明のための出席者

企画部長	石川健君	企画情報課長	古内貢君
企画情報課長補佐	藤田輝夫君	企画政策係長	山田隆君
情報管理係長	松村儀久君	情報推進係長	黄木伸一君
秘書課長	片桐計幸君	秘書課長補佐兼秘書係長	菊地富士夫君
広報広聴係長	小泉聖一君	市民協働推進課長	岡崎修君
市民協働推進課長補佐兼男女共同参画係長	人見寛敏君	地域活動支援係長	石塚昌章君
統計係長	阿美享子君	総務部長	増田徹君
総務課長	金丸俊彦君	総務課長補佐	松江孝一郎君
行政係長	稲見一志君	人事研修係長	高橋守君
給与更生係長	河合浩君	財政課長	佐藤行雄君
財政課長補佐兼財政係長	伴内照和君	管財係長	月井幸一君
契約検査課長	鈴木秀男君	契約検査課長補佐兼契約係長	小仁所滋君
検査係長	久留生利美君	課税課長	熊田一雄君
課税課長補佐兼税制係長	大武利幸君	市民税係長	相馬勇君

国民健康保険 税係長 資産税家屋 係長	星	すみ枝	君	資産税土地 係長	関	谷	逸	夫	君
	津久井	真樹	君	収税課長	小	林	一	恵	君
収税課長補佐 兼収納係長	相馬	一男	君	収税課 徴収担当 (副主幹)	室	井	宏	二	君
収税課 徴収担当 (副主幹)	印南	恭子	君	収税課 徴収担当 (副主幹)	藤	田		誠	君
収税課 徴収担当 (副主幹)	室井	啓二	君	西那須野 支所長	鈴	木	健	司	君
総務税務課長	宮本	覚	君	総務税務課長補 佐兼税務係長	沼野	井		隆	君
総務係長	齋藤	保幸	君	市民福祉課長	相馬	重	富	君	
市民福祉課長 補佐兼 生活環境係長	久保	周二	君	福祉係長	中	村	幸	子	君
国民年金係長	西田	信子	君	市民戸籍係長	平	山	正	人	君
産業観光建設 課長	君田	秀一	君	産業観光建設 課長補佐 兼建設係長	田	代	晴	久	君
農林係長	大武	康弘	君	商工観光係長	中	西	佳	子	君
塩原支所長	臼井	浄	君	総務福祉課長	君	島	幹	朗	君
総務福祉課長 補佐兼総務・ 税務係長	江連	周治	君	産業観光建設 課長	渡	邊	勝	美	君
産業観光建設 課長補佐兼建 設係長	岩井	泰夫	君	農林係長	伊	藤	吉	之	君
観光商工係長	臼井	孝行	君	篤根出張所長	君	島	秀	行	君
会計管理者兼 会計課長	榆木	保雄	君	会計課長補佐 兼歳出係長	箇	木	妙	子	君
歳入係長	藤田	友子	君	選管事務局長	荒	川		正	君
選管事務局長 補佐 兼選挙係長	会田	裕司	君	監査事務局長	選管事務局長兼務				
監査事務局長 補佐 兼選挙係長	選管事務局補佐兼務			監査係長	田	代	正	行	君
固定資産 委員会書記	選管事務局長兼務			公平委員会 書記	選管事務局長兼務				

出席議会事務局職員

議会議務局長 齊 藤 誠 君 議事課長 齋 藤 兼 次 君
庶務係長 藤 田 恵 子 君 議事調査係長 稲 見 一 美 君

議事日程

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 審査事項
 - 〔総務部〕
 - ・総務部長あいさつ・職員紹介
 - 〔総務課〕
 - ・議案第52号 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例及び那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
 - ・議案第53号 那須塩原市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について
 - 〔課税課〕
 - ・議案第54号 那須塩原市税条例の一部改正について
 - 〔収税課〕
 - 〔契約検査課〕
 - 〔財政課〕
 - 〔西那須野支所〕
 - ・西那須野支所長あいさつ・職員紹介
 - 〔総務税務課〕
 - 〔市民福祉課〕
 - 〔産業観光建設課〕
 - 〔塩原支所〕
 - ・塩原支所長あいさつ・職員紹介
 - 〔総務福祉課〕
 - 〔産業観光建設課〕
 - 〔幕根出張所〕
 - 〔企画部〕
 - ・企画部長あいさつ・職員紹介
 - 〔企画情報課〕
 - 〔秘書課〕
 - 〔市民協働推進課〕
 - 〔選管・監査・固定審査評価・公平委員会事務局〕
 - ・選管・監査事務局長あいさつ・職員紹介

〔会計課〕

・会計管理者あいさつ・職員紹介

〔議会事務局〕

・議会事務局長あいさつ・職員紹介

4. その他

5. 閉 会

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

中村委員長 皆さん、おはようございます。

本日は、6月定例会の常任委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

折しもワールドカップが11日から始まりまして。きょうは、日本とカメルーン戦ということで11時からでございます。予選リーグの中で日本の活躍が期待されるところでございます。皆様方がおかれましては、時差の影響で夜中の試合が多いと思いますので、寝不足になるかと思えます。

また、10日ぐらいおくれて梅雨入りが宣言されて、ことしの夏は冷夏ではなかろうかと予測されます。その中で、農産物等にも影響が出るのではなかろうかと心配されるところでございますが、本当にそのようにならないようにやっていたらと思っております。

また、梅雨でございますので、皆さんも健康管理には十二分に注意されまして、頑張ってくださいと思っております。

さて、本定例会で常任委員会に付託されました案件は、条例案件3件でございます。各位におかれましては、慎重な審議をお願いいたしますとともに、円滑な進行にご協力くださいますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、あいさついたします。

それでは、ただいまより総務企画常任委員会を開会いたします。

議題により、順次進めてまいります。

総務部の審査 午前10時00分

中村委員長 初めに、総務部長からごあいさつを

いただき、順次、説明員として委員会に出席いただきます職員のご紹介をお願いしたいと思っております。

まず、総務部長、ごあいさつをお願いします。

増田総務部長 (挨拶。)

(出席説明員自己紹介。)

中村委員長 自己紹介が終わりました。ありがとうございました。

議案第52号の上程、説明、質

疑、討論、採決

中村委員長 それでは、議案第52号 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例及び那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

金丸課長。

金丸総務課長 (議案52号について説明。)

中村委員長 説明が終わりました。

それでは、各委員からの質疑、ご意見をお受けしたいと思います。

早乙女委員。

早乙女委員 少し整理をするので、何条というのではなくて、考え方として聞かせていただきたいんですけども、制度改正によって、今回は、父親が育児休業をとりやすくしているという改正なんだというふうな理解をするようにと、私、調べていたら、どうもそういうふうなんですけれども、先ほどもあったように、母親が子育てに専念している場合は、今までは、要するに、専業主婦とか、そういうような場合はとれなかった部分のところ、父親が育児休業をとれるということなんですけれども、今までとれなかった場合と労使協定が

の5日間を親の介護で通院介助なんかで使うときに、午前中だけで、年間5日間ですけれども、それを半分半分に時間を短くすれば、要するに、5日間ではなくて、10日間の通院介助に使えるという使い方は可能なんですか。

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 ただいまの10日間で可能かという、10日間の場合には、2人いる場合は20日間、そういう概念ではございません。1日丸々とするよというのと、時間給ができるふうなことでございます。結果として、例えば、日としては50日になるよと。ただし、それは1日1時間ずつでというふうな場合に、50日間、1時間ずつとりましたというふうなことになります。

ご質問のところ、20日間になるかという、20日間という概念ではないというふうなところだけご理解をいただければというふうに思います。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 要するに、5日間なので、その5日間は何時間でカウントするんですか。

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 5日間ですから、38時間45分の範囲の中で取得ができるというふうな形になります。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そうすると、38時間以内なら、介護休暇は時間帯で取得することができるというような介護休暇の部分のところを、そういう要綱をつくればいいということにしておけば、2時間ずつとって38時間分使えるという解釈でいいんですよね。

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 おっしゃるとおりでございます。

それから、もう1点、労使協定による制限を強いる内規程の関係でございますけれども、これにつきましては、民間事業者というふうなところで、

公務員は該当いたしません。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 それと、介護休暇における要介護状態ということで、いろいろな資料を見ると、2週間以上の期間にわたり、常時介護を必要とする状態を言うというような書き方しか実際にされていないんですよね。それで、ちょっと調べてもらったところによると、日常生活動作事項のうち、全部介助が1項目以上及び一部介助が2項目以上であり、その状態が継続すると認められれば、オーケーだというのが厚労省のほうで出しているみたいなんですけれども、この状況に当てはまるという部分のところを短時間の介護休暇を使おうとするときに、どのような申請をすれば、認めもらえるのか。本人の自己申告で、うちの親は、2週間以上の期間にわたって常時介護を必要とする状態ですからということであればいいんですか。この状態というのをだれかが判断すると、そういう制度になっているんですか。

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 基本的には、特別休暇というふうな形になりますので、休暇取得の理由を提示してもらえればオーケーというふうな形にはなるんですが、ただ、要介護の状態につきまして、申出書というふうなところを最初にはいただく形でない、具体的に把握ができないというふうな形になりますので、こんな状態ですよというふうな申出書をいただく。

もう一つは、2週間以上にわたり、日常生活を営むというふうな形が書いてございますものから、そういうふうなところがわかるような、要介護者の状態と申出書的なところのものを最初は提示していただくかなというふうには考えてございます。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 そうすると、この状態を大体見ると、介護度で言うと、要介護が、要するに、3以上にならなくても大丈夫かなと。要介護2ぐらいでも該当する人が実際にはいるのかなというふうに思うんですけども、その辺のところ、介護保険制度との整合性はないということなので、介護保険制度で通院介助とか何かを使おうとするよりも、ちょっと緩やかなんだなという解釈でいいですか。中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 介護保険とイコールというふうなことではなくて、要介護度2とか3というふうな概念とはちょっと違います。というのは、日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子、それから配偶者の父母というところで、介護保険は45歳というところしか該当にならないということになりますので、例えば、子供というふうなところは、介護度2とか3という話になりますと、該当がないということになってしまいますものですか、やはり、ただいま申し上げました介護が必要な状態というところは、どんな状態なのかということ、それを提示いただきまして、その中で判断をさせていただくという格好になると考えてございます。

中村委員長 早乙女委員。

早乙女委員 私、私わかっているんです。子供とか45歳以下の方の場合は介護保険の対象ではないのはわかっているんですけども、介護保険の対象者として、ある意味、制度を国がつくろうとしているときに、介護休暇においては、割と、別に高齢者の介護という部分のところを、もし職員が親の介護をしようとするときに、これを使おうとしていたときには、割と介護保険ではやってもらえないものを自分が休暇をとってやれば、何とかやれるなという制度なので、これをやるなと言っているわけではないんですけども、でも、見て

くれる人がいないと、独居の高齢者なんかは、この制度を使ってやってもらえる人がいないと、実際に、通院とかそういうものに支障を来しているのが今現在の状況なんですけれども、ということは、制度的に、国は、この介護休暇における要介護状態の人は、介護保険を使うまで行っていないけれども、介護保険ではできない介助けれども、介護休暇をとって、その手前の状態でもできるというのを、こういうふうに2週間以上の期間にわたり、常時介護を必要とする状態ということを入れた目的というのは、どこから来たんだろうかと。要するに、介護保険が不備というか、使えなくなっているんで、それに代替するようなものを家族が休暇をとって介護をなささいという部分に制度を入れ込んだのかなというふうには私は思ったんですけども、これがなぜ出てきたのかわからないんですよ。そこら辺は理解していますか。

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 ただいまのご質問につきましては、こちらとしましてコメントできる立場にない。介護保険とどうなのかという比較ではなくて、こういう場合、例えば、要介護者の通院等の付き添いとか、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行とか、そういうふうなところでもいいですよというふうな、そういう場合でもとってもいいですよということになる。介護保険の不備とか、そういうふうな概念があるといふうには理解してございません。

中村委員長 ほかにございませんか。

吉成委員。

吉成委員 今回、先ほど、早乙女委員のほうからも触れましたけれども、男性の育休が明確にとれるということで追加されているわけですけども、その中で、ご質疑でも、それから、先ほど課長の

説明でもあったように、22人の対象者がいて、そのうち男性が1名だというお話なわけです。

これは、今後においては、子育てハンドブック等を全職員にわたして進めるという考えだというお話があったわけですが、現実には、現在対象になるような役所の職員の方というのは、何人ぐらいいらっしゃるんですか。

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 基本的に、育児休業の場合には、3歳までというふうなことなんですが、3歳までとるというふうな事例はほとんどないんですが、おおむね1年というふうなところが、ほとんどの該当職員が取得している。

ただ、配偶者のほうにつきましてはの取得については、出産時の休暇等についてはあるんですけども、それ以外で、育児休業というふうなところは、男性職員で、おとし1カ月、ことし1年ということが出たというところで、今まで合併後は2人、そういうふうな状況にある。現時点では、対象者をというふうな考え方が、出産をした後のというふうなところでの育児休業というふうな意味では、ほとんどの職員が、期間の長短はあるということですけども、ほぼすべての職員が取得しているという状況にあるということでございます。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 産後、パパ育休というのが新設になったということは、これは、男性も当然育児参加ということを促しているわけですけども、当然、モデル的なものが役所だということだと思うんですね。新設になるわけですから。その辺で、ガイドブックで云々というお話があったわけですけども、それ以外に、もっと促していこうみたいな考え方はあるんでしょうか。

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 基本的に、子育てハンドブックというふうなところは、特定事業主行動計画というふうなところで、それぞれが事業主としてやらなければならない部分の中で、市役所というふうな1つの事業主としてやる仕事というふうなところで対応をしています。

それ以外のところにつきましては、基本的に、次世代育成の支援計画等々の中での対応というふうな形になるんだろうというふうに理解しております。

中村委員長 吉成委員。

吉成委員 説明はよくわかるんですけども、ただ、現実の問題として、これから、とにかく日本というのは、男性の育児参加というのは、非常に先進国の中で低いというデータが明確に出ているわけですね。その部分を少しでもアップさせようというのが、この計画であって、今回の追加の部分なわけです。

そのモデル的なというか、一番進めやすい状況にある事業者が役所だと思うんです。そうすると、やはり、役所の皆さんの考え方が、当然、それにマッチしていかなければ、この制度としてせっかくつくっても、やはり、男性の育児参加というのはなかなか進んでこないという現状にあるんだと思います。だから、それをモデル的にというか、役所として、もっともっと取り組んでいくという場合に、やはり、何らかの方針的なものがあってもいいんじゃないかなという気がするんですが、それはどうでしょうかという質問をしたつもりなんですけれども、いかがでしょうか。

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 大変難しい問題で、本市の場合には、ホームページ等々でこういうふうな形で、例えば、特定事業主行動計画の具体的な事例というふうなところを提示しているというふうな、そう

いうふうなPRという形になります。

基本的な法律、今回の基本的なところを最初に概要の中で申し上げましたとおり、市役所だからということではなくて、全部に網がかぶるというふうな法律だというふうに理解をしています。その点で、国家公務員についてはこうだよと、地方公務員についてはこうだよというふうな形になっているというふうなことなものですから、市役所云々というよりも、国においてPRすべき事項というふうに理解しているところでございます。

中村委員長 増田部長。

増田総務部長 基本的には、今、総務課長から答えたとおりだと思うんですけども、実例としては、昔、キャッチアップという形で、経済、経済という形の中で、役所が土曜日が半日で、日曜日が休みで、その後余暇を利用するんだというふうなところから週休2日制ということになったと思うんです。そのときも、工場とかそういったところは週休2日制を取り入れるところは少なかった。役所とか、そういうところだけ何で2日制なんだというような話がきつとあったんだと思うんです。それは、モデル的というよりも、やはり、世の中の風潮として、余暇を楽しむといいますが、どういうところが幸せなんだというところから、そういう問題が発生してきて、余り働き過ぎるといって、働くことだけに生きがいを感じることはないんじゃないかというところから、役所が今、吉成委員が言われるように、モデル的な形の中で週休2日制がなされてきたと。

現在を言いますと、土曜日、日曜日ということではありませんけれども、1週間に週休2日制をとる企業というのは、かなりふえてきたと思うんです。そういう意味で言われているように、やはり、男女ということではなくて、親は子供を大切にするといいですか、そういう風潮をつくって

こうではないかというふうなことではいかと思いますし、先ほど言った介護についても、生んだ親が子供を見れば、子供がやはり親を見ていくというような世の中になっていくんじゃないかということから、育児休業というものの主流になっていくのではないかというふうには考えております。中村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 討論がないようでございますので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第52号 那須塩原市職員の育児休業等に関する条例及び那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、議案第52号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、10分間休憩をしたいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 11時から再開いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

中村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

中村委員長 まず最初に、議案第53号 那須塩原市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

金丸課長から発言を求められていますので金丸課長。

金丸総務課長（議案53号について説明。）

中村委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑等をお受けしたいと思います。

高久委員。

高久委員 確認なんです、月60時間を超える時間外勤務と。こういうのに該当するのは、どのくらいいるんですか。

中村委員長 金丸課長。

金丸総務課長 毎月毎月変動があるというふうなところでございます。4月で16名が該当したそうです。月によって、60時間を超える時間外勤務というのは、例えば、Aさんが毎回毎回やっているかということではない。臨時的な業務ということでの時間外勤務というふうな形になります。

中村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようでございますので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第53号 那須塩原市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、議案第53号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

中村委員長 ここで、次第にはございませんが、総務課所管からその他何かございますか。

金丸総務課長 ございません。

中村委員長 それでは、総務課の審査を終了いたします。お疲れさまでございました。

ここで執行部入れかえのために、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時07分

職員紹介

中村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

課税課の皆さんがおいでになっておりますので、職員の自己紹介をお願いいたします。

(出席説明員自己紹介。)

中村委員長 どうもありがとうございました。

議案第54号の上程、説明、質

疑、討論、採決

中村委員長 それでは、議案第54号 那須塩原市税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

熊田課長。

熊田課税課長 (議案54号について説明。)

中村委員長 説明が終わりました。

各委員からの質疑等をお受けいたします。

高久委員。

高久委員 たばこのところは、95年、値上げの幅としては1本35円ということになりまして、金額でいくと40%近い値上げということでもいいですか。

ちょっと計算してみたんですが、1,000本につきとなっているので、こっちの3,298円から4,618円とやっていると、そういう計算になっていくということでありませうか。

熊田課税課長 はい、そうです。

中村委員長 よろしいですか。理解しましたか。

高久委員 そうすると、これでどれくらい市のほうに税収が上がっていくんですか。

中村委員長 熊田課長。

熊田課税課長 税収の読みにつきましては、非常に難しい点がございませう。

というのは、例年、税率が上がりますと、たばこをやめる方がふえてきます。今回の値上げにつきましても、今まで経験したよりも、かなり大幅な値上げになりますので、やめる方がふえるんじゃないかという見込みがありますので、国のほうの見込みでは減ると。税率は上がるけれども、税収は減るという予想をしております。

以上です。

中村委員長 ほかにございませうか。

高久委員。

高久委員 その下の株式関係なんですけど、これは、さっきもお話があったとおり、本則のほうは20%が10%になっていると。それを戻すと、23年度からは本則のほうは戻すと。株の取引に関する譲渡益とか配当が10%になっているのを20%に戻すことに伴っての小額の株の取引については、これは免除しますよということですよ。

中村委員長 熊田課長。

熊田課税課長 そうということですよ。この制度ができますと、24年分からについては、非課税口座内の取引と。100万円の限度になりますけれども、そこについては、非課税扱いになりますけど、非課税口座以外のものについては、本則の20%課税ということになると思います。

中村委員長 ほかにありませうか。

(「なし」と言う人あり)

中村委員長 ないようですので、質疑等を終了したいと思いますけど、異議ございませうか。

(「異議なし」と言う人あり)

中村委員長 異議ないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませうか。

高久委員。

高久委員 非課税口座内での取引は免除されるということについて、やはり、本来、市民の生活を

支えるのは、普通は貯金ですよ。だけれども、貯金のほうは、ちゃんと20%だから、これは、株式取引については、特別にこういった免除規程を設けると。取引口座内に限ってということですね。やはり、こういうあり方いいというのはおかしいんじゃないかと。こういうところに税をかけて、しっかりと保護すべきは貯金であると。株というのは、やはり、投資ということで、どうしても、預けても最終的には運がよければ儲かる、運が悪ければ、当然、なくなる可能性もあるというほうに、生活のなけなしの貯金を誘導した上でのこういう結果。最終的には、自己責任ということになってくるんだと思うんですが、こういうあり方はおかしいということで、こういうものは賛成できないと。

以上です。

中村委員長 反対討論が出てまいりました。

ほかに討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 討論がないようですので、討論を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 討論を終結いたします。

異議がございませんので、挙手により採決いたします。

議案第54号 那須塩原市税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

中村委員長 挙手多数と認めます。

よって、議案第54号 那須塩原市税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

課税課の所管からのその他何かございますか。
熊田課税課長 ございません。

中村委員長 委員の皆さん、ございませんね。

吉成委員。

吉成委員 都市計画税の用途地域が以前と変わって、この4月から変更になっているわけですよ。ホームページから引っ張り出してみたんですが、大変言いにくいんですけども、見づらいですよね、あそこまでたどりつくのが。初めの部分に項目がありますよね。トピックス的なものがありますよね。例えば、きょうであれば14日ですから、14日に近いものを最初に持ってくるというのはよくわかるんですけども、ただ、これはやはり大きなことだと思うんです。今までかかっていなかったものが0.2%にしてもかかるわけですから、そういった部分で、もう少し工夫をしてほしかったということが1点。

それから、新たに都市計画税がかかったということでは、問い合わせ等はなかったんでしょうか。その点もお聞かせください。

中村委員長 熊田課長。

熊田課税課長 ホームページにつきましては、私のほうとしましても、できるだけ見ていただくということをベースに考えとおりますので、実際にごらんになった方からわかりにくいという話があれば、情報管理のほうでページ管理していますので、今後になりますけれども、協議をして、なるべく伝わるように、私のほうとしましても、伝えたいということでやっていますので、工夫をさせていただきたいと思います。大変申しわけありませんでした。

それから、問い合わせにつきましては、実は今回、旧塩原地区、西那須野地区、黒磯地区をあわせて都市計画税を統一したわけですが、分けてみますと、西那須野地区につきましては、課税区域が少なくなったということで、西那須野地区の問い合わせというのは、ほとんどなかった。

塩原地区は、工業団地の一部がかかるようになったということで、若干はふえているんですが、これも問い合わせはなかった。

黒磯地区につきましては、主に、鍋掛地区、それから、上厚崎地区、それと、埼玉地区で新たに課税区域になったということで、それなりの問い合わせがありました。

ただ、私どものほうでも、もっと反響があるのかなというふうに思っていた部分もあるんですが、予想からすると、少ないと言ってはあれですけれども、それまでにもPRした関係もあります。

ただ、説明会をやっても、実際に説明会にいらっしやっただ方は少なかったものですから、実際に上がって何だというのが相当あるのかなと思って、いた割には、比較的平穩だったと。

ただ、やはり、お年寄りの中で、税額がふえていると。今、実際、固定資産税というのは下がっている部分もありますので、そこで救出される部分もあるんですが、新たにふえたということでの説明を求められるケースは結構ありまして、窓口での対応で時間がなくなったということはございます。

吉成委員 了解です。

中村委員長 それでは、課税課所管の審査は終了いたしました。

本当にお疲れさまでございました。

ここで、執行部の入れかえのために暫時休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時28分

職員紹介

中村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

収税課の皆さんがお見えになりましたので、職員の紹介をお願いしたいと思います。

(出席説明員自己紹介。)

中村委員長 自己紹介が終わりました。

本当にありがとうございました。

今回、付託された案件がございません。

次第にはございませんが、収税課所管から何かございますか。

小林収税課長 ございません。

中村委員長 委員の皆さん、何かございましたら。

(「なし」と言う人あり)

中村委員長 本当に今後ともよろしく申し上げます。

顔合わせだけになりましたが、終了致したいと思います。ありがとうございました。

ここで、執行部の入れかえのために暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時30分

職員紹介

中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

契約検査課の皆さんがお見えになっておりますので、職員の紹介をお願いいたします。

(出席説明員自己紹介。)

中村委員長 あいさつが終わりました。

今回、付託された案件がございません。

契約検査課から何かございませんか。

鈴木契約検査課長 特にございません。

中村委員長 委員の皆さんから何か、契約検査課についてございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 それでは、終了したいと思います。

本当にお疲れさまでございました。今後ともよろしくお願ひいたします。

執行部の入れかえのために暫時休憩いたします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時32分

職員紹介

中村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課の皆さんがお見えになっておりますので、職員の紹介をお願いします。

（出席説明員自己紹介。）

中村委員長 紹介が終わりました。ありがとうございました。

今回、付託された案件はございませんが、財政課所管で何かございましたら。

佐藤財政課長 特にございません。

中村委員長 委員の皆さんから何かございますか。早乙女委員。

早乙女委員 先ほど、部長のほうで、財政の中長期のことで、財政フレームをつくってということだったんですけども、そこら辺のところは、どういうメンバーで、どういう状況で取り組もうとしているのか。

中村委員長 佐藤課長。

佐藤財政課長 本年度、10年度程度を見通した中長期の財政計画を立てたいというふうに考えております。

今、メンバーという話だったんですが、一応、財政課内で計画を立てていこうと思っております。

なぜ、今10年かということなんですが、合併後5年を経過しましたが、この間、合併に基づくいろいろな特例、優遇措置を財政的にも受けてまいりましたけれども、10年で合併特例債等々の優遇措置はなくなりますし、交付税の優遇措置についても、10年で100%はなくなりまして、その後5年でゼロになるということで、平成32年には、合併関係のいろいろな優遇措置というのは全くゼロになります。それが10年後、32年ということになりますので、全く那須塩原市の本来の姿になったときの財政のあるべき姿というか、今予想できる姿を今から見通しておいて、今後の財政の健全な運営にしたいというふうに考えているところです。

以上です。

中村委員長 よろしいですね。

その他についてはございませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 本当にお疲れさまでございました。今後とも、よろしくお願ひします。

以上で、総務部所管の審査を終了いたします。

ありがとうございました。

それでは、入れかえのために、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時35分

職員紹介

中村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

西那須野支所の皆さんがお見えになっております。

まず最初に、西那須野支所長からごあいさついただき、順次、担当職員、今後、説明員として委員会に出席いただきます職員のご紹介をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

鈴木西那須野支所長（挨拶。）

（出席説明員自己紹介。）

中村委員長 あいさつが終わりました。

ありがとうございました。

今回、付託案件がございませんが、西那須野支所長さん、何かございましたら、その他で結構でございますからございますか。

鈴木西那須野支所長 三課で4月1日よりスタートしているところなんです、今、防災関係とか、いろいろもろもろ机上検証とかを重ねておまして、実際の実務にできるだけ速やかに反映できるような努力を今重ねているところでございます。

あと、窓口業務についても、若手職員で構成する窓口向上研究会というものを早速スタートさせて、窓口の質の向上を図るにはどうしたらいいかというようなことで、ただいま検討しております。

以上、そんなところでございます。

中村委員長 委員の皆さんから、何かその他でございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようでございますので、打ち切りたいと思います。

それでは、本日は、遠いところからありがとうございました。今後ともよろしくお願ひします。

執行部入れかえのために、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時42分

職員紹介

中村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、塩原支所長さんからごあいさついただき、順次、担当職員、今後、説明員として委員会に出席いただきます職員のご紹介をお願いしたいと思っております。

支所長さん、よろしくお願ひします。

臼井塩原支所長（挨拶。）

（出席説明員自己紹介。）

中村委員長 委員の皆さんから、その他で何かございますか。

早乙女委員。

早乙女委員 今の話の流れの中でお聞きしたいんですけども、塩原の温泉地域のところで、そういう災害時に対応する職員だけが中心にならないといけないので、下から駆けつけるのが大変だということで、駆けつけてくることは、昼間は職員がじかに駆けつけてくるということになるんだと思うんですけども、実際に、夜間、上の地域に居住している職員というのは、どのぐらいが、詳しくなくてもいいんですけども、その辺のところというのは、実際に、どのぐらいいるんでしょうか。支所にいない方でもいいんですけども。

臼井塩原支所長 塩原温泉街に住んでいる応援を求められるのは6人ほどで、その中の実際に勤務している方もいますが、応援を求められる方は6人です。

早乙女委員 勤務している人は。

臼井塩原支所長 3人です。全部で9名です。

中村委員長 ありがとうございます。

遠い中来て、短時間で終わらせてしまうのは恐縮でございますが、また9月議会で、またお世話になりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上をもちまして、終了いたしたいと思ひます。ありがとうございます。

それでは、執行部入れかえのために、暫時休憩いたします。

皆さんにお諮りします。

時間が来てまいりましたが、企画部案件はございませんので、このまま引き続きよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

中村委員長 それでは、続けてやりたいと思っております。

お願ひします。

休憩 午前11時50分

再開 午前11時50分

職員紹介

中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

企画部長さんがお見えになっております。

企画部長からごあいさつをいただきまして、順次、担当職員、今後、説明員として委員会に出席

いただきます職員のご紹介をお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

企画部長。

石川企画部長 (挨拶。)

(出席説明員自己紹介。)

中村委員長 あいさつ並びに自己紹介が終わりました。

今回、企画情報課には所管の件はございません。皆さんのほうから、その他で何かございましたら。

古内企画情報課長 私のほうからは、特別にございません。

中村委員長 委員の皆さんからございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようでございますので、終了したいと思います。

どうもお疲れさまでございました。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時53分

職員紹介

中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

秘書課の皆さんがお見えになっておりますので、職員のご紹介をお願いいたします。

(出席説明員自己紹介。)

中村委員長 自己紹介が終わりました。

今回、秘書課の皆さん方には、所管の付託されたものはございませんが、その他で何かございましたら。

課長、何かございますか。

片桐秘書課長 ございません。

中村委員長 委員の皆さん、秘書課に対して何か
ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 ないようですので、終了したいと思います。

お疲れさまでございました。今後ともよろしく
お願いします。

それでは、入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午前11時55分

職員紹介

中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民協働推進課の皆さんがお見えになりました
ので、職員の紹介をお願いしたいと思います。

(出席説明員自己紹介。)

中村委員長 今回、付託された案件がございませ
んが、市民協働推進課の皆さんから、その他で何
かございましたら。

岡崎市民協働推進課長 ございません。

中村委員長 委員の皆さんは、その他でございま
せんか。

吉成委員。

吉成委員 今回、回覧を新しくしていただいて、
あの中で1つだけ、私、不満があったんですけども、
順番を変えて入れて、当然、今まで差しか
えができるように今までなっていましたよね。そ
のほうが多かったですよね。

ところが、今回のものは、べたづけで書き込む
しかないんです。言っている意味はわかりますか。

回覧板を新しく配られましたよね。あれの順番
を書く後ろがあるじゃないですか。名前を入れ
るところ。あれが、今まではポケットがついて
いたわけです。それが今回ないので、直接張り
つけるとかという、次、当然変わりますよね。
1年で変わるところもあれば、3年で変わると
ころもあって、これができないのがあらっと思
ったんです。もう今言っても遅いですが、
それだけちょっと気になったもので、もし、次
に新しいのを発行するときは考えてほしいと思
います。

中村委員長 意見を尊重して、今後対応してい
たきたいと思います。

その他、どうですか。

早乙女委員。

早乙女委員 まちづくりの指針を先ほど策定する
ということだったんですけども、メンバー的
には、どういうメンバーでなさるんですか。

岡崎市民協働推進課長 メンバーは、今検討中
なんですけれども、今回に関しては、市民の活動
している団体、例えば自治会とかNPOとかコ
ミュニティー、あと、職員も入ります。今のと
ころ、26人ぐらいの人数で、それぞれの範囲で
やっていこうかなということで、今検討してい
ます。

中村委員長 それでは、その他もございませ
んの、終了したいと思います。

ありがとうございました。

以上で、企画部所管の審査を終了したいと思
います。

本当にお疲れさまでございました。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午前 11時59分

職員紹介

中村委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

選管監査事務局長からごあいさついただき、順次、担当職員、今後、説明員として委員会に出席いただきます職員のご紹介をお願いしたいと思っておりますので、最初に、荒川局長、よろしくお願ひします。

(出席説明員自己紹介。)

中村委員長 あいさつ並びに紹介が終わりました。

今回、付託案件がございませんが、何かその他でございましたら、局長でございますか。

荒川選挙管理事務局長 私のほうからはございません。

中村委員長 委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 それでは、終了いたしたいと思ひます。

今後ともよろしくお願ひします。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 0時01分

職員紹介

中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、会計管理者からごあいさついただき、順次、担当職員、今後、説明員として委員会に出

席いただきます職員のご紹介をお願いしたいと思ひしております。

(出席説明員自己紹介。)

中村委員長 あいさつ並びに紹介が終わりました。

今回、付託案件がございませんが、会計課所管で何かございましたら、その他でございますか。

楡木会計管理者 ございません。

中村委員長 委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 それでは、終了いたしたいと思ひます。

今後ともよろしくお願ひします。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 0時05分

職員紹介

中村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議会事務局長からごあいさついただき、順次、担当職員、今後、説明員として委員会に出席いただきます職員のご紹介をお願いしたいと思ひしておりますので、よろしくお願ひします。

(出席説明員自己紹介。)

中村委員長 付託案件がございませんが、議会事務局のほうから何かございましたら、その他でございますか。

斉藤議会事務局長 ございません。

中村委員長 委員の皆さんから何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

中村委員長 それでは、終了いたしたいと思ひます。

今後ともよろしく願いいたします。

皆さん、退席して結構でございます。委員の皆さんは残ってください。

その他

中村委員長 それでは、その他に入ります。

事務局から連絡がございましたら、お願いします。

中村委員長 ただいま事務局のほうから説明がございましたように、討論、通告は15日5時まで、17日の3時には全員協議会があります。執行部との懇親会は、18日6時からですということですので、よろしく願いしたいと思っております。

中村委員長 皆さん、その他で何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

散会の宣告

中村委員長 時間が若干延長してしまいましたが、ご協力いただきまして、定例会における委員会議事日程はすべて終了いたしました。

本委員会の審査報告書を作成し、議長に提出いたしますので、ご一任くださいますようお願い申し上げます。

これをもちまして、委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会 午後 0時07分